

議案第30号

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「地方公務員法」の次に「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法」を加え、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第1項」に、「15時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲において、任命権者が定める。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日」

を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上での週休日）」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。））」に改め、「で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第8条の2第1項中「の子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第14条第2項において同じ。））」を加え、同条第3項を削り、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。））」を削り、「規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において」を「1月について24時間、1年について」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。））」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するため

の措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第8条の2に次の2項を加える。

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「中学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第14条第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第14条第2項第6号中「親」の次に「（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該子を現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同

法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。)」を加え、「におけるこの号」を「における同号」に改め、同項第13号中「再任用短時間勤務職員にあっては、16時間」を「短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数」に改め、同項第14号中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「勤務時間」を「勤務時間等」に、「市長が定める時間」を「任命権者が別に定める日数」に改め、同項第17号中「の骨髓液」の次に「若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞」を、「に骨髓液」の次に「若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞」を加え、同項第19号中「含む。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話」を、「5日」の次に「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)」を加え、同項に次の2号を加える。

(20) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合 一の年の7月から9月までの期間内において7日(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)

(21) 次条第1項に規定する要介護者の介護その他規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(同項に規定する要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数)の範囲内で必要と認める期間

第14条第3項を削る。

第15条第1項中「が配偶者」を「が要介護者(配偶者)に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

第15条第3項中「同条例」を「給与条例」に、「勤務時間」を「勤務」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

3 狭山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

平成29年6月8日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を見直し、及び介護休暇に係る規定を改めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。